

仕 様 書

1 案件名称

令和8年度 大阪市立中央図書館 産業廃棄物収集運搬及び処分業務委託（単価契約）

2 概要

本業務は、発注者が指示する収集場所から産業廃棄物を収集したのち、処理施設へ運搬し処分するものである。

3 関係法令の遵守

受注者は、業務の遂行にあたって「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」（以下「法」という。）その他関係法令及び規則等を遵守しなければならない。

4 排出事業者

本業務における排出事業者は大阪市立中央図書館とする。

5 履行期間

令和8年4月1日（契約締結日）から令和9年3月31日までとする。

6 業務内容

(1) 産業廃棄物の種類

収集運搬及び処分を行う産業廃棄物の種類、数量は次のとおりとする。

廃棄物の種類	数量 (※)	備考
安定型混合廃棄物（袋ゴミ）	1,200kg	主な内容 ・廃プラスチック類（容器・包装プラスチック、ビニール袋類、CDケース等） ・金属くず類（壊れた傘等） ・ガラス及び陶磁器くず類（植木鉢等）
廃プラスチック類（ペットボトル）	850kg	ペットボトルのラベル及びキャップについては、必ずしも分別していない。
金属くず（空き缶等）	300kg	空き缶のスチール、アルミについては、必ずしも分別していない。
ガラスくず（空きびん）	150kg	空きびんの色分けについては、必ずしも分別していない。割れびんも含む。

※上記数量は令和8年度の予定数量であり、概算のため増減する可能性がある。

(2) 収集場所

【大阪市立中央図書館】大阪市西区北堀江4丁目3番2号（詳細は図面のとおり）

(3) 収集回数及び収集時間

毎週1～2回（ただし、7～10月は毎週2回、連続しない曜日での収集を必須とする。）

年末年始（12月29日～1月3日）は休館のため除外する。

※収集曜日、時間などは、契約締結時に本市担当者と調整し決定する。

(4) 処分方法

関係法令を遵守の上、可能な限り再資源化を図ること。

7 提出書類

- (1) 受注者は、契約締結後下記の書類を発注者に提出すること。(業務計画書以外は本市の様式)
- (2) 受注者は、提出した内容に変更等が生じる場合は、速やかに変更後の書類を再度提出し、発注者の承認を得ること。

書類名	備考
業務着手届	契約締結後速やかに提出
業務責任者届	契約締結後速やかに提出
業務責任者変更届	業務責任者に変更が生じた場合に提出
業務責任者が請負者に所属することを証する書面の届出	業務責任者届とあわせて提出
業務計画書	契約締結後速やかに提出
業務完了届	業務完了後速やかに提出

8 許可証の変更について

受注者は、産業廃棄物収集運搬業許可証(積込み場所及び積下ろし場所の両方とする。)及び産業廃棄物処分業許可証(以下「許可証」という。)の許可事項に変更が生じた場合は、速やかにその旨を発注者に通知するとともに、変更後の許可証の写しを発注者へ提出すること。

9 運搬の最終目的地

受注者は、発注者から収集運搬を委託された産業廃棄物を、受注者の指定する最終目的地へ搬入すること。

10 処分の場所、方法及び処理能力

受注者は、発注者から処分を委託された産業廃棄物を許可証のとおり処分すること。

11 収集運搬過程における積替え保管

受注者は、発注者から収集運搬を委託された産業廃棄物の積替え保管を行うことはできない。

12 電子情報処理組織(電子マニフェストシステム)の利用

- (1) 産業廃棄物の処理にあっては、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター(ホームページアドレス:<https://www.jwnet.or.jp>)が運営する「情報処理センター」への登録(電子マニフェストの使用)により行うものとする。ただし、電気通信回線の故障、天災など、やむを得ない事由により、紙マニフェストの交付を受けなければ当該産業廃棄物の処理ができないと認められるときはこの限りではない。
- (2) 前号ただし書きに規定する場合に該当し、産業廃棄物の処理に紙マニフェストの交付を受けなければならない場合には、事前にその旨及び産業廃棄物の処理を行う期間を書面で報告し、発注者の承諾を得ること。なお、その事象が解消された場合は、速やかに電子マニフェストを用いて産業

廃棄物の処理を行うこと。

- (3) 受注者は、契約締結後速やかに、電子マニフェストシステムの加入者番号及び公開承認番号を発注者へ提示すること。
- (4) 受注者は、電子マニフェストシステムの利用について、関係法令に基づき適正に行うこと。

13 作業実施上の留意遵守事項

- (1) 排出された産業廃棄物を収集運搬車両へ積込む際は、粉塵の飛散防止等を行い、施設を汚さないよう注意すること。
- (2) 積込・運搬の際は、車両制限令を遵守すること。また、荷崩れ、荷こぼし等を起こさないよう留意すること。
- (3) 搬出場所から処理施設へ搬入する運搬経路は、発注者と打合せの上決定すること。
- (4) 業務履行中、現場及びその周辺にある施設（構造物、機器等）に対して支障を及ぼさないよう、養生を行うなど必要な措置を講じること。
- (5) 産業廃棄物を積込んだ後は、発生したごみ等が無いよう片づけること。

14 再委託の制限

業務委託契約書（経常型）第 16 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

- (1) ア 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
イ 産業廃棄物の収集運搬及び処分業務（最終処分は除く）
ただし、法令の定める再委託の基準に従う場合には、この限りではない。
- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- (3) 受注者は、第 1 項及び第 2 項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。
なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する※。
- (4) 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- (5) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。
なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。
また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第 3 項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書（経常型）第 16 条第 2 項及び第 16 条の 2 第 2 項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

15 経費の負担

本業務にかかる運搬費及び処分費の一切は、受注者の負担とする。

16 単価契約及び支払方法

本業務にかかる契約は単価契約とし、本業務にかかる運搬費用、使用する運搬用具・機材等にかかる費用等、負担する全ての費用を含めたもので、1kg あたりの単価とし、毎月の業務終了後、マニフェスト並びに報告書等(廃棄物それぞれの処理量がわかるもの)と所定の請求書の提出に基づき速やかに支払うものとする。

17 検査・計量

受注者は、発注者が必要と認め指示するときは、発注者が実施する検査・計量に協力すること。

18 委託契約を解除した場合の処分されない産業廃棄物の取扱い

発注者及び受注者は、下記内容により相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、催告の上、この契約を解除することが出来る。但し、発注者又は受注者から契約を解除した場合に、この契約に基づいて発注者から引き渡しを受けた産業廃棄物の処分が未だに完了していないものがあるときは、受注者又は発注者は、次の処置を講じなければならない。

(1) 受注者の義務違反により発注者が解除した場合

ア 受注者は解除された後も、その産業廃棄物に対する本件契約区分に基づく受注者の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての処分の業務を自ら実行するか、もしくは発注者の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用を持って行わせなければならない。

イ 受注者が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないときには、受注者はその旨を発注者に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。

ウ 上記イの場合、発注者は当該業者に対し、差し当たり、発注者の費用負担をもって、受注者のもとにある産業廃棄物の処分を行わせしめるものとし、その負担した費用を、受注者に対して償還を請求するものとする。

(2) 発注者の義務違反により受注者が解除した場合

受注者は発注者に対し、発注者の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、受注者のもとにある未処理の産業廃棄物を、発注者の費用をもって引き取ることを要求し、もしくは受注者自ら発注者方に運搬した上、発注者に対し当該運搬の費用を請求することができる。

19 遺失物の処理

本業務中に遺失物を拾得、または市民等から届け出があった場合は、遅滞なく警察署に届けなければならない。なお、警察署に届け出た金品等の拾得物について、警察での保管期間中に所有者が判明せず返却された場合、その返却された拾得物の所有権については、大阪市に帰属する。

20 障がいのある人への合理的配慮の提供

受注者は、本業務が本市の事務又は事業を実施する事業者であることから、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成 25 年法律第 65 号)に基づき大阪市が定めた「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえ、過重な負担が生じない範囲で、

障がいのある人が障がいのない人と同等の機会が確保できるよう環境への配慮に努めるとともに、障がいのある人の権利利益を侵害することとならないよう、個々の場面において必要とする社会的障壁の除去について、合理的な配慮の提供に努めなければならない。

21 その他

見積にあたっては、本仕様書を十分検討し、疑義ある場合(同等品の可否を含む)は見積書提出期限前々日の午後5時までに質問し、その内容を熟知のうえ、見積書を提出するものとする。見積書提出期限前々日の午後5時以降の疑義については受付しない。

契約後における仕様書の疑義は、本市の解釈によるものとする。

- (1) 本仕様書に定めのない事項については、関係法令に従い、発注者と受注者が協議しこれを取り決める。
- (2) 本業務に使用する車両については、産業廃棄物収集運搬業の許可を得た車両とし、車両使用に係る特記仕様書(別添)に適合するものを使用すること。

22 事業担当

大阪市立中央図書館総務担当 担当者:関戸(せきど)・衣斐(いび)

大阪市西区北堀江4-3-2 電話番号6539-3315

(別紙 図面)

西区役所

至 野田阪神

至 大正

長堀通

經座橋
交差点

至 心齋橋



この間のみ一方通行

一方通行



一方通行



土佐公園

西区民センター

収集場所

駐車スペース

廃棄物
保管庫

地下
駐車場
出入口

大阪市立
中央図書館

大阪市
公文書館

新なにわ筋

堀江中学校

一方通行



一方通行



コンビニ

スーパー
マーケット

中央図書館前
交差点



至 なんば